

1 件名:東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所の使用変更許可申請及び  
保安規定変更認可申請に係る面談

2 日時:令和2年8月3日(月)15:30~16:10

3 場所:原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議システムにて実施

4 出席者

(1)原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原安全規制調査官、田村管理官補佐、本多主任安全審査官、真田係長

(2)東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所 放射線管理室長 他2名

5 要旨

(1)令和2年7月16日付けで東芝エネルギーシステムズ(株)(以下「東芝」という。)より申請のあった、東芝原子力技術研究所における核燃料物質使用変更許可申請及び核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請について、東芝より以下の説明があった。

○核燃料物質の事業所外への搬出の際に、事業所内で行う作業は、核燃料物質を搬出するための輸送容器への詰め替え作業のみであり、核燃料物質の小分け作業は行わない。

○保安規定において、管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき措置は規定していない。

(2)原子力規制庁からは、保安規定審査基準に則り、管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬する際に講ずべき措置について、保安規定に規定するよう指摘したところ、東芝からは保安規定変更認可申請の一部補正で対応する旨の回答があった。

6 資料

なし

以上